2026 年 11 月 9 日

株式交換に関する事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

（株式交換完全親会社）東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号

レカム株式会社

代表取締役社長　伊藤　秀博

（株式交換完全子会社）東京都渋谷区代々木三丁目 25 番 3 号

レカム IE パートナー株式会社

代表取締役　木下　建

レカム株式会社（以下「レカム」といいます。）及びレカム IE パートナー株式会社（以下「RIE」といいます。）は、2026 年 10 月 19 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 11 月 9 日を効力発生日として、レカムを株式交換完全親会社、RIE を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 11 月 9 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

RIE の株主（レカム及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。））は、いずれも本株式交換契約の承認に同意しており、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

RIE は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、また本株式交換の対価は全てレカムの株式であるため、該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

簡易株式交換であるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、レカムに移転した RIE の株式の数は 45 株（株式交換の対象となった株式の数）です。この結果、レカムが保有する RIE 株式は、RIE の発行済株式総数 147 株の全部となりました。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) レカムは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく反対の通知期限（2026 年 11 月 2 日）までに、本株式交換に反対する旨を通知したレカムの株主はおりませんでした。また、RIE は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 10 月 26 日に会社法第 319 条第 1 項に基づく書面決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) レカムは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の RIE の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、レカムを除きます。）に対し、その所有する RIE の株式 1 株に対してレカムの株式約 20,448.62 株の割合をもってレカムの自己株式を割当交付しました。レカムが交付した株式の総数は 920,188 株です。

(3) RIE は、本株式交換に先立ち、2026 年 10 月 26 日に、光通信が保有していた RIE 株式の一部（53 株）を、現金を対価として自己株式として取得し、取得した自己株式の全部を、2026 年 10 月 27 日に消却しております。

(4) 本株式交換に伴う、レカムの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上